

敬老事業助成金 Q&A

Q1. 敬老会（友愛訪問）を実施しました。助成金を申請しようと思っています。助成金対象になりますか？

(A) 原則として、対象になりません。敬老事業の助成金を申請される場合は、必ず、敬老会（又は友愛訪問）を実施する前に申請してください。

Q2. 個人で助成金を申請することはできますか？

(A) 個人で申請することは出来ません。1町内会以上が最小範囲になりますので、1町内会以上を1団体（町内会、地区社協、サロン団体、老人クラブ、コミュニティ協議会等）として、申請を行ってください。

Q3. 敬老会を計画し、助成金を申請しようと思っています。併せて、敬老会に出来ない方（高齢、移動手段が無いなどの理由で）に対して友愛訪問を実施しようと思っています。敬老会と友愛訪問の助成金を同時に申請することができますか？

(A) 同時に申請することは出来ません。助成金の申請は1団体で敬老会、又は、友愛訪問のどちらかのみとなります。

Q4. 私の地区では、地区社協が敬老会（又は友愛訪問）を開催し、助成金を申請します。私は、町内会単独で敬老会（又は友愛訪問）を開催し、助成金を申請しようと思うのですが、助成金を申請することはできますか？

(A) できます。ただし、申請される際は、助成金対象者の重複がないように、事前に地区内での調整をお願いします。

Q5. 敬老会を開催する場合、町内会に加入していない方を誘っても構いませんか。

(A) 誘っていただいても構いませんが、申請される際は、助成金対象者の重複がないように、事前に地区内での調整をお願いします。

Q6. 88歳（米寿）の方のみを対象とした敬老会（又は友愛訪問）は、助成金の対象になりますか？

(A) 対象者を限定した敬老会（又は友愛訪問）は、助成金の対象になりません。町内等にいる75歳以上の方、全員にお声掛けください。

Q7. 友愛訪問を実施しようと思っています。何か気を付けることはありますか？

(A) 友愛訪問を実施し、記念品等を贈呈する際は、ただ記念品を渡すだけではなく、声かけや記念品にメッセージカードを添えるなどの工夫をしてください。

Q8. 敬老会（又は友愛訪問）を開催しました。実績報告書と一緒に領収書の提出は必要でしょうか？

(A) 必要です。実績報告書と一緒に、必ず、領収書又は、レシートの写しを添付してください。